

官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会  
第 15 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第 15 回 入札監理小委員会 議事次第

日 時：平成 19 年 6 月 18 日（月） 14:30～15:00

場 所：永田町合同庁舎 2 階 中会議室

### 1．実施要項案の審議

国民年金保険料収納事業（社保庁）

- ・要求水準見直し規定及び減額措置の考え方について
- ・民間事業者の実施状況について

### 2．その他

< 出席者 >

（委員）

樫谷主査、逢見委員、佐藤専門委員

（社会保険庁）

那須国民年金事業室長、杉山国民年金事業室長補佐、中澤国民年金事業室係長、山越事務官

（事務局）

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官

榎谷主査 それでは、ただいまから、第 15 回入札監理小委員会を行います。本日は、社会保険庁の国民年金保険料収納事業の実施要項（案）について審議を行います。

本日は、社会保険庁から前回の小委員会での審議を踏まえて、修正した実施要項（案）の内容や、前回の小委員会でお願した民間事業者からのヒアリング結果、実施要項（案）の公表と意見募集の実施状況などについて御説明いただき、御説明に引き続き意見交換を行いたいと思います。

それでは、御説明をお願いします。時間は 10 分ぐらいでよろしくをお願いします。

那須室長 それでは、一応前回御説明したときに、もう一度検討してみてはどうかという御指摘をいただいた点がございます。

まず、この本文の中へ溶け込ませていただきましたが、5 ページのところになります。要求水準をいろいろ定めてありまして、5 ページの上段の方になりますが、なお書き以降のところでございます。第 2 期、第 3 期の要求水準なり最低水準を見直しするときに、ここに実は「1 か月以内に納付された月数」の次に「本事業の実施環境」という言葉を入れさせていただきました。これは前回御指摘をいただきまして、今回、いろいろ年金記録問題等、こういった問題が出ている中で、やはり非常に環境上厳しいのではないかと。そういった点も何か酌み取れる文言をこういったところで反映してはどうかということがございました。

御指摘いただいたのは評価の方でということもありましたが、評価の方ではなく、こういう要求水準に定めるところで改めて置いておいてはどうかということで少し検討させていただきました。ここにそういった文言を入れさせていただいたというのが 1 点目でございます。

6 ページになります。これも御指摘いただきました、上段のところの上から 3 行目以下のところでありまして。ただし書きというところで、前の書き方では、減額をする際の規定が要求水準にいかなかったら、いきなり大幅な減額になるのではないかと御指摘もいただきまして、確かにちょっとここら辺は私どもの落ち度のところもございまして、中でも議論をいたしまして、ここではただし書きに書きましたように「ただし、第 1 期（平成 19 年 10 月～平成 20 年 4 月）については、上記減額規定は適用しない。同期間については、民間事業者が最低水準に未達の場合は、最低水準に未達の割合 0.5% ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する」。ここは最低水準に行かなかったときから減額を始めますということを明記させていただきました。

したがって「なお、以上のそれぞれの場合において、未達割合が 0.5% 未満の場合は減額しない」。0.5% 刻みでやりますということを明記させていただいています。

今回のスケジュール関係をもう一回見直しまして、7 ページから 8 ページにスケジュールの時期を書いておりますが、例えば 7 ページの下のスケジュールのところ「入札公告」の時期、ここは前回まで 6 月下旬としていたものを 7 月上旬、「入札説明会」も 6 月下旬としていたのを 7 月中旬、「入札説明会後の質問期限」も 7 月中旬を下

旬と少し今回の関係でスケジュールを遅らせました。

次の8ページの「入札書提出期限」ですが、ここも7月の下旬としていたものを8月の中旬ごろということに変えさせていただいております。

以下は同じでございますが、ちょっとスケジュールを見直させていただいたということ。一応これが実施要項の中で、前回まで御指摘いただいた分で修正を加えたというところでございます。

もう一点、前回の小委員会で、今の記録問題の関係で受託事業者がどういった影響が出ているか、私どもとしては、正直、今まで特に事業者からなかったものですから、特段ないかなということもあったのですが、やはりこちらもヒアリングをすべきだろうということをお指摘いただきまして実施しました。

一応、今、受託している3社を呼びまして話しをしました。このうち、2社が若干問い合わせと申しますか、影響があるというところがありました。1社は入電ダイヤル、従来、お客様からかかってくるというのが日に大体140~150件だったのが、これが増えて200件ぐらいい入電が増えました。入電が増えるということは、反対に同じ職員数でやりますので、こちらから督励する分野がちょっと少なくなる。

ただ、今までなかなかアプローチしてくださいといった人が、反対に来なかったのが来ているということもあるかなということもおっしゃっていましたが、入電がちょっと増えましたということです。

もう一社は、やはり納付督励を行うに当たって、記録問題を話題にされて、ちょっと時間がかかるというか、そういうような傾向は出てきているということをおっしゃっているところもあります。

社会保険事務所の電話がふさがっていて、自分たちの業務用の連絡ができないというような話があったところもございます。

あと、これは同じように2社ほどあったのですが、納付しないという理由に、やはり記録問題を取り上げて、こういうのがきれいにならないと私は払わないぞというような、そういう問題を取り上げるという傾向は少しあります。

この辺ははっきり言いまして、納付を拒否するような方たちは、今まで何かが起きると、必ず理由に使っておるものですから、そういうところが出ているのかなと思っております。

思った以上に、3社さんともすごい影響が出ているという声は正直なかったというところではありますが、ただ、そういった意味では若干記録のことを聞かれるということ。事業者さんとしては、正直なかなか記録のことを正確に答えられない状況なものですから、我々が実施しているダイヤル案内とか社会保険事務所へ案内する方法を徹底してはいただいているのですが、かけてきたお客さん、またはつながったお客さんたちにすれば、何で答えられないのかということをお詰め寄るといいますか、そういうようなことの中で対応に苦労するというのは確かにあるということはおっしゃってございました。

そういう意味では、思った以上に影響が出ているということがなく行われているのかなと思っておりませんが、やはり御指摘があるように件数が若干落ちるとか、そういう傾向はあるのかなと思っております。

3社の大体のところが、テレマの電話督促もやっており、テレマについても一緒ですかということで聞いておりますが、同じような話でございましたので、一応そういった状況でございます。

ホームページに実施要項を先週末に掲示をして意見募集をしておりますが、まだ1件もこちらには来ていないというところでございます。

榎谷主査 それでよろしゅうございますか。

那須室長 はい。

榎谷主査 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見のある委員は、御発言いただきたいと思えます。時間は、14時55分、あと15分くらいですけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

これは確かに、電話をかけたときに、いろんな若干の障害が出ているとかの話なのですが、入金状況がどうなのか把握はされていますか。最近の事情ですから難しいですか。

那須室長 そうですね。

榎谷主査 難しいということですか。

那須室長 はい。

榎谷主査 一般の入金というのはありますか。普通の滞納でない方、それも含めてまだデータはとっていないですか。

那須室長 今年度分というのは、実は5月末が1回目と申しますか、そういうことになりますので、まだ5月末がちょっとまとまらないです。今週後半ぐらいになってそこが出てくるかというところですが、私どももちょっとその辺は気になるところもあるわけですけれども、それが出てきていて対前年と比べてどういう傾向になるかということはわかるかと思えます。

榎谷主査 これは、今のご説明はモデル事業についてですか。

那須室長 はい。そうです。3事業所です。

榎谷主査 すみません。どこどこですか。

那須室長 会社名ですか。

榎谷主査 いえ。場所です。

那須室長 場所ですか。今やっているところは35か所分のところですよ。

榎谷主査 35か所分ですか。35か所分を3社でやっているということですね。

那須室長 はい。そうです。

榎谷主査 それから、この委員会としては、いずれにしても入札したけれども、まず、入札者がいなかったとかあるいは入札をして実施したけれども、お客から失敗だったとか言われないうちに、一生懸命引継をやっていただきたいと、こういうように思っているわ

けですが、そこで我々からこういう要望がありまして、ちょっとハードルを下げていただきましたね。

那須室長 はい。

榎谷主査 それについて、どうですか。ハードルが下げているから、だからちょっとあいまいな引継の時間を若干とっていいみたいなことは、是非ないようにして、これはもう言うまでもないことで、社会保険庁さんの目標を達成しなければいけないことですから、恐らくそんなことはないと思うのですけれども、とにかく相当忙しい部分もあると思いますので、こういう要件はあるにしても引き継ぎは迅速にさせていただかなければいけないと思います。

那須室長 ちなみに、ホームページの方に一応掲載をしていますので、今回やっています3社さんはもうそれを見て、いろいろ検討していますけれども、かなり3社とも意欲は持っておりますので、まるっきりないということはちょっとないかなというようには思っております。

榎谷主査 特に全部で95か所ですか、本当に1回で終わるのが一番いいと思いますが、ないときに、ちょっと事務局の方から聞いた範囲なのですが、一応、再入札があった場合には1か月くらいずらすということもやむを得ないということだったのですが、やはり1か月くらいはしょうがないですね。そのときには、基本的には10月から4月ですから7か月分になるわけですね。

那須室長 10月から4月。

榎谷主査 7か月分が第1回ですね。

那須室長 はい。そうです。

榎谷主査 そうすると、7分の1が目標から減るということですか。

那須室長 そういうことになります。

榎谷主査 単純に7分の1と考えていいのですか。

那須室長 それは委託した期間でやる。していかなければならないということですよ。

榎谷主査 それは7分の1から講じていくと、こういうことですね。

そのほかには、何かありますでしょうか。

それから、現在、電話でモデル事業とは別にやっていただいていますよね。

那須室長 電話でやっています。

榎谷主査 これはどの程度の規模で、現状はおやりになっているのですか。

那須室長 電話督励の規模。

榎谷主査 規模です。事務所はAという社会保険庁を全面的にやっているのか、そういう中の一部の話ですか。

那須室長 今、電話の場合は、一応ブロック単位で入札をするようにしました。スケールメリットを生かすということで、それまでは各県単位みたいな、事務局単位といいますか、それだったのですが、今年度からブロック単位でやることにしましたので、全国を9

ブロックに分けて入札単位にしまして、したがいまして、多いところは1ブロックで10事務局分ぐらいを請け負う形になります。

杉山室長補佐 市場化モデル事業でやっていない社会保険事務所は、すべて委託による電話督促を実施しております。ボリュームとしては、これは、今、実数がございませんが、市場化テストの場合には全未納者分をお渡ししてやっていただいておりますが、電話督促の場合は、新規と短期、12か月未満の未納者というのをターゲットに実施をしていただいておりますので、ボリューム的には市場化の場合の半分に行くか行かないか程度のボリュームになっております。

榎谷主査 そうですか。ただ、その範囲の話だけで、今の電話督促とそのほかで違うところはどこですか。

杉山室長補佐 電話督促だけですので、文書であるとか個別であるとか、そういうことは一切ありません。基本的には、月に1回、紙ベースで出したものについて全件やってくださいという渡し方をしております。

これも1件あたり幾らという報酬単価になっていまして、納付されるかどうかについては一切問うておりません。

中藤事務局長 先ほど室長さんのお話で、今年度分の納付状況を今週末ぐらいにある程度、督促部分あるいは通常、それを後で教えていただけますか。

那須室長 出たところでは、まだ本当の速報的なものなので、ちょっと固まるまではまだまだ先になるのですけれども、速報ベースの感触的には出てくるところではあります。

榎谷主査 毎月、把握されているのですか。

那須室長 それは毎月です。いろいろ納付ベースで把握しているということです。

榎谷主査 よろしいですか。

那須室長 はい。

榎谷主査 何かありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、この実施要項(案)につきましては、これまで5回にわたって審議を行ってまいりました。これまでの審議を踏まえまして、社会保険庁に対してこの場で要請しておきたい事項がありますので申し上げたいと思います。

1点目は、入札に向けての準備についてであります。具体的には、本事業についての十分な周知、説明会の開催や民間事業者に対する質疑応答の機会を設けるなど、入札に向けての準備を十分に行っていただきたいということでございます。

2点目は、落札事業者に対する円滑な引き継ぎの実施であります。落札者決定後は、速やかに落札業者と入念な打ち合わせの上、引き継ぎの手続を進めて、そごのないようにしていただきたいと思います。

また、今回は引き継ぎの期間が1か月程度と聞いておりますが、今回の状況を踏まえ、今後、同種の事業を行う場合には、十分な引き継ぎ機能を確保するよう検討いただきたいということであります。

3点目は、事業を実施するに当たっての環境整備であります。民間事業者が社会保険庁に代わって、本事業を実施することについての周知、広報やリアルタイムに情報を提供するなど、民間事業者が事業を円滑に実施できるよう進めていただきたいと思います。

最後になりますが、現在、社会保険庁では、組織の見直しや年金記録問題など、大きな課題に直面しております。これらの課題を含め、事業実施をめぐって新たな事態が生じる可能性もあり、そうした事態には社会保険庁、社会保険事務所と民間事業者とが緊密な連携、協力を図っていただきたいと思いますということであります。

以上、4点申し上げましたけれども、事業実施等に向けて、これらの要請を社会保険庁で受け入れて進めていただくという理解でよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 それでは、確認が取れたということで、これで小委員会の審議を終了することとし、実施要項(案)に対する意見募集の結果を含め、実施要項(案)の取扱いについては、主査に一任させていただき、監理委員会への報告手続に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

榎谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項(案)の内容等に変更がある場合には、各委員にメールなどでお知らせし、適宜意見交換を行いながら、7月上旬に開催予定の監理委員会での付議を目途に進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終わりたいと思います。次回の開催予定は事務局から追って御連絡いたします。本日はありがとうございました。

引き続き委員懇談会を開催いたしますので、傍聴者の方は退席をお願いしたいと思います。

(社会保険庁関係者退室)

(傍聴者退室)